

別紙 2

日	時刻等	出来事	証拠等
6月22日	午後1時56分頃	北署の警察官らは、北海道警察本部地域部通信指令課から、2歳の子供が心肺停止の状態である旨の無線指令を受けた。	
	午後2時頃	北署の警察官らが原告Aの自宅に臨場したところ、Cが室内の床上に心肺停止状態で仰向けに倒れており、Cは到着した救急隊員により病院に搬送された。 原告Aは、警察官に対し、要旨次の説明をした。 (1) Cがいたずらをして原告Aの財布の中から1万円がなくなっていたため、Cの頬を平手打ちし、額を平手で正面から押すと、同人は後ろに倒れた。 (2) 原告Aは、午後1時20分頃、Cを寝室のクローゼットに入れ、その扉の前におもちゃ箱を置いて閉じ込めていた。 (3) Cは、最初は泣きじゃくってドアを叩いていたが、しばらくすると静かになったため、午後1時47分頃、原告Aが前記クローゼット内を確認すると、Cが呼吸をしていなかった。	
	午後5時4分	北署の警察官は、原告Aを次の被疑事実（以下「本件被疑事件」という。）により緊急逮捕した。 「被疑者は、令和3年6月22日午後1時20分頃、札幌市（住所省略）被疑者方において、C（当時2歳）の両脇を抱えて抱き上げ、寝室のクローゼット内に投げ込み、その頃から同日午後1時47分頃までの間、同クローゼットの折り畳み戸をおもちゃ箱で固定して同人を同クローゼット内から脱出不能にし、もって、不法に同人を監禁したものである。」	
	午後5時6分頃	原告Aは、緊急逮捕に対する弁解録取において、「Cが連日悪さをして言うことを聞かないので、腹が立って、クローゼットに閉じ込めました」「殺そうと思った訳じゃないというのは、言っておきたいです」と述べた。	
6月23日		Cは、搬送先の病院において死亡が確認され、司法解剖の結果、死因は「蘇生後脳症」と特定された。	
	午前10時54分 ～午前11時55分	Dによる取調べ（裁判員裁判対象事件に該当する可能性があったため録音・録画下で実施。以下同様） 原告Aは、Cをクローゼットに閉じ込めていた事実を認めていた。	甲18、弁論の全趣旨 （Dによる取調べである点につき。以下同じ。）
	午後1時13分 ～午後3時37分	原告Bは、原告Aと接見した。	
	午後3時49分 ～午後4時58分	Dによる取調べ Dが原告AにCが死亡したことを説明したところ、原告Aは、うつむいて泣いたまま「弁護士の人に聞きました。」と述べた後、Dの質問に答えなくなった。	甲18、弁論の全趣旨
	午後6時38分 ～午後6時55分	Dによる取調べ （同日の取調べ時間は合計2時間27分）	甲18、弁論の全趣旨
6月24日		原告Bは、弁護士H（原告ら訴訟代理人。以下「弁護士H」という。）と共に原告Aと接見した。	弁論の全趣旨

日	時刻等	出来事	証拠等
6月25日		原告Aは、本件被疑事件について本部留置施設に勾留された。	
		原告Bは、原告Aの国選弁護人に選任された。	甲3
6月26日	午前10時13分 ～午前11時34分	Dによる取調べ 原告Aは、弁護士から話す必要がないと言われていること、弁護士から警察は罪を重くしようとしている人たちだと聞いていることを述べ、以後、本件被疑事件に関する事項について黙秘した。	甲18、弁論の全趣旨
	午後1時40分 ～午後2時29分	Dによる取調べ (同日の取調べ時間は合計2時間10分)	甲18、弁論の全趣旨
6月27日	午前10時41分 ～午前11時55分 午後1時13分 ～午後2時28分	Dによる取調べ (同日の取調べ時間は合計2時間29分)	甲18、弁論の全趣旨
6月28日	午後2時52分 ～午後4時23分	Dによる取調べ (同日の取調べ時間は1時間31分)	甲18、弁論の全趣旨
6月29日	午前10時15分 ～午前11時16分 午後1時26分 ～午後2時45分	Dによる取調べ (同日の取調べ時間は合計2時間20分)	甲18、弁論の全趣旨
6月30日		原告Bは、北署の署長に対し、6月29日に行われた原告Aに対する取調べが黙秘権を侵害する旨の「自白強要に対する抗議文」と題する書面をファクシミリ送信した。	甲4
7月1日	午前11時03分 ～午前11時51分	Dによる取調べ (同日の取調べ時間は48分)	甲18、弁論の全趣旨
7月2日		原告Bは、北署の署長に対し、7月1日に行われた原告Aに対する取調べが黙秘権を侵害する旨の「自白強要に対する抗議文2」と題する書面をファクシミリ送信した。	甲5の1
	午前10時45分 ～午前11時52分 午後2時09分 ～午後4時10分 午後6時56分 ～午後7時36分	Dによる取調べ (同日の取調べ時間は合計3時間48分)	甲18、弁論の全趣旨
7月3日	午後1時37分 ～午後2時31分	Dによる取調べ (同日の取調べ時間は54分)	甲18、弁論の全趣旨
7月4日	午前10時24分 ～午前10時59分	Dによる取調べ (同日の取調べ時間は35分)	甲18、弁論の全趣旨
7月5日		北海道公安委員会は、原告Bから、6月29日及び7月1日に行われた原告Aに対する取調べが黙秘権を侵害する旨の「苦情申出書」と題する書面(警察法79条に基づく苦情申出)を受領した。	甲6の1
7月6日	午前9時15分頃～	本部留置管理課所属の警察官(以下「本件留置担当官」という。)らは、原告Aに対し、ロッカー点検等を実施した。 その際、本件留置担当官らは、原告Aの被疑者ノートを確認し、同ノートを綴る紙紐が外れているのを認め、これを修繕するとして留置場から持ち出した。	

日	時刻等	出来事	証拠等
	午前11時過ぎ～	原告Aは原告Bに接見を要請し、これを受けて、弁護士Hが原告Aと接見した。	甲14の1
	午後0時過ぎ～	弁護士Hは、本部留置管理課のI警部らと面談し、本件留置担当官らが原告Aの被疑者ノートを持ち去った経緯等を聴取するとともに、当該持ち去りについて抗議した。	甲14の1・3
7月7日	午後2時15分 ～午後3時55分	Dによる取調べ (同日の取調べ時間は1時間40分)	甲18、弁論の全趣旨
7月8日	午後1時27分 ～午後2時41分	Dによる取調べ (同日の取調べ時間は1時間14分)	甲18、弁論の全趣旨
7月10日	午前10時20分 ～午前11時37分	Dによる取調べ (同日の取調べ時間は1時間17分)	甲18、弁論の全趣旨
7月11日	午後1時20分 ～午後4時36分	D及びEによる取調べ (同日の取調べ時間は3時間16分)	甲18、乙18、弁論の全趣旨
7月12日	午前9時34分 ～午前9時48分 午前10時20分 ～午前10時36分	Dによる取調べ (同日の取調べ時間は合計30分)	甲18、弁論の全趣旨
7月13日		北署の警察官は、原告Aが6月22日に平手でCの左頬を殴打し、全治まで約1週間を要する左頬部皮下出血の傷害を負わせた傷害被疑事件について、札幌地方検察庁検察官に追送致した。	
		札幌地方検察庁検察官は、原告Aを釈放した。	
9月3日		札幌地方検察庁検察官は、本件被疑事件及び追送致に係る傷害被疑事件について不起訴処分をした。	